

令和4年度 福岡県内部統制評価報告書

令和四年度福岡県内部統制評価報告書について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第六項の規定に基づき、令和四年度福岡県内部統制評価報告書について、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり提出する。

令和五年九月八日

福岡県知事

服部 誠太郎

令和4年度 福岡県内部統制評価報告書

福岡県知事服部誠太郎は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

福岡県知事服部誠太郎は、福岡県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、福岡県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「福岡県内部統制に関する方針」（令和元年9月19日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

福岡県においては、令和4会計年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、福岡県の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年7月3日 福岡県知事 服部 誠太郎

令和4年度内部統制評価報告書の審査意見書

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和4年度福岡県内部統制評価報告書について、次のとおり意見を付する。

令和5年8月29日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

1 審査の対象

令和4年度福岡県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）

2 審査の着眼点

知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から、審査を行った。

3 審査の実施内容

福岡県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に沿って、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を活用した。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、報告書の記載内容は相当である。